

3737-0139-00

JAM井関農機労働組合 松山支部

加入スタイル ① JAMハート共済 A2倍タ イブ	② JAM団体共済	JAM団体火災共済	9 □
生命傷害特約		JAM団体生命共済	30 □
病氣入院特約		生命傷害特約	30 □
		病氣入院特約	10 □
共済掛金 (1人当たり)	共済掛金 (1人当たり)	JAM団体医療共済	2 □
月掛 1,140 円	月掛 1,165 円	JAM団体組合活動共済	□
		JAM団体交通災害共済	□

※JAM共済マニュアル「各共済の概要と保障内容」と共にご覧下さい。

1. 火災等で被害を受けたとき

(ハート1-①~⑦+団体火災)

	被害の割合	
①火災	70%以上	1,500,000 円
	50%以上 70%未満	1,125,000 円
	30%以上 50%未満	750,000 円
	20%以上 30%未満	375,000 円
	10%以上 20%未満	225,000 円
	5%以上 10%未満 5%未満	150,000 円 105,000 円
②地震	70%以上	225,000 円
	50%以上 70%未満	135,000 円
	20%以上 50%未満	120,000 円
	5%以上 20%未満	22,500 円
	1%以上 5%未満	15,000 円
	地震が原因で火災となった場合の加算	
	70%以上	105,000 円
	20%以上 70%未満	52,500 円
③風水害 ・崖崩れ	50%以上	450,000 円
	30%以上 50%未満	232,500 円
	20%以上 30%未満	120,000 円
	5%以上 20%未満 1%以上 5%未満	60,000 円 22,500 円
④床上浸水	200cm 以上	150,000 円
	80cm 以上 200cm 未満	75,000 円
	20cm 以上 80cm 未満	52,500 円
	5cm 以上 20cm 未満 5cm 未満	30,000 円 22,500 円
⑤漏水	70%以上	52,500 円
	40%以上 70%未満 20%以上 40%未満	37,500 円 22,500 円
⑥落雷	一機種一台限り	7,500 円
⑦同居する親族の死亡(火災等、自然災害による損害) ※親族とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族		150,000 円

6. 病氣やケガで入院したとき

※1 共済期間 入院共済金支払い限度日数180日 (①~④について)

入院事由	共済金
①病氣で1日~4日入院した場合(日帰り入院含) (ハート入院特約+団体生命病氣入院特約)	1日目より 3,000 円/日
②病氣で連続5日以上入院した場合 (ハート2-①+ハート入院特約+団体生命病氣入院特約+団体医療①)	1日目より 6,000 円/日
③ケガで1日以上入院した場合(日帰り入院含) (ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②)	1日目より 8,000 円/日
④組合活動中の事故で連続5日以上入院した場合 (ハート2-③+ハート生命傷害特約+団体生命傷害特約+団体医療②+団体組活)	1日目より 16,000 円/日
⑤ドナー支援金※給付対象は JAM 共済マニュアル参照 (ハート入院特約+団体生命病氣入院特約)	30,000 円/1回
⑥疾病障害見舞金※給付対象は JAM 共済マニュアル参照 (ハート入院特約+団体生命病氣入院特約)	120,000 円/各1回のみ

※組合活動中の事故で5日未満の入院の場合

・入院・休業含め5日以上となる場合の入院は、「4. 組合活動中の事故」の「休業」として扱います。(さらに、ハート生命傷害特約、団体生命特約、団体医療に加入の場合は、それぞれの入院共済金が支払われます。)

・入院・休業含め5日に満たない場合の入院については、「3. ケガで1日以上入院した場合(日帰り入院含)」で支払います。

2. 死亡、ケガ(交通事故含む)や病氣で身体障害になったとき

※生命傷害特約を付帯していない場合  
※生命傷害特約を付帯している場合で病氣が原因のとき

(ハート3-①+団体生命)

死亡	5,000,000 円
労災法の障害等級に準じた場合	
(ハート4-①)	
労災法の障害等級に準じた場合+団体生命	
障害1級	5,000,000 円
障害2級	5,000,000 円
障害3級 2.3.4	5,000,000 円
障害3級 1.5	5,000,000 円
障害4級	2,500,000 円
障害5級	1,250,000 円
障害6級	250,000 円
障害7級	150,000 円

身障者福祉法の認定を受けたとき

(ハート4-①)	
身障者福祉法の認定を受けた場合+団体生命	
障害1級	2,500,000 円
障害2級	1,250,000 円
障害3級	250,000 円
障害4級	150,000 円

労災法と身障者福祉法の両方に該当した場合は  
共済金の多い方を適用します

4. 組合活動中の事故

(ハート3-②+ハート生命傷害特約  
+団体生命+団体生命傷害特約+団体組活)

死亡	28,000,000 円
労災法の障害等級に準じた場合	
(ハート4-②+ハート生命傷害特約+団体生命 +団体生命傷害特約+団体組活)	
障害1級	28,000,000 円
障害2級	28,000,000 円
障害3級 2.3.4	28,000,000 円
障害3級 1.5	27,500,000 円
障害4級	21,500,000 円
障害5級	18,250,000 円
障害6級	15,150,000 円
障害7級	12,590,000 円
障害8級	11,250,000 円
障害9級	7,500,000 円
障害10級	5,000,000 円
障害11級	3,750,000 円
障害12級	2,500,000 円
障害13級	1,750,000 円
障害14級	1,000,000 円

5日以上休業のとき1日目より

5,000 円/日(ハート2-④+団体組活)

・特定疾病による入院、休業、死亡共済金および障害共済金は、50%を限度に給付します。

・団体交通災害に加入の場合で、組合活動中に交通災害に遭ったときは、団体交通災害の共済金も支払われます。

3. 不慮の事故(交通事故含む)や感染病(感染症)で死亡または身体に障害を残したとき

※生命傷害特約を付帯している場合  
(病氣が原因の場合は、「2. 死亡、ケガや病氣で身体障害になったとき」を参照)

(ハート3-①+ハート生命傷害特約  
+団体生命+団体生命傷害特約)

死亡	10,000,000 円
労災法の障害等級に準じた場合	
(ハート4-①+ハート生命傷害特約 +団体生命+団体生命傷害特約)	
障害1級	10,000,000 円
障害2級	10,000,000 円
障害3級 2.3.4	10,000,000 円
障害3級 1.5	9,500,000 円
障害4級	6,500,000 円
障害5級	4,750,000 円
障害6級	3,250,000 円
障害7級	2,650,000 円
障害8級	2,250,000 円
障害9級	1,500,000 円
障害10級	1,000,000 円
障害11級	750,000 円
障害12級	500,000 円
障害13級	350,000 円
障害14級	200,000 円

5. 交通災害に遭ったとき

※団体交通災害に加入しているとき

(ハート3-①+ハート生命傷害特約+団体生命  
+団体生命傷害特約+団体交通災害)

死亡	円
労災法の障害等級に準じた場合	
(ハート4-①+ハート生命傷害特約+団体生命 +団体生命傷害特約+団体交通災害)	
障害1級	円
障害2級	円
障害3級 2.3.4	円
障害3級 1.5	円
障害4級	円
障害5級	円
障害6級	円
障害7級	円
障害8級	円
障害9級	円
障害10級	円
障害11級	円
障害12級	円
障害13級	円
障害14級	円

1~4日入院したとき1日目より  
円/日

(ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命  
傷害特約+団体医療②+交通災害(通院))

連続5日以上入院したとき5日目より  
円/日

(ハート2-②+ハート生命傷害特約+団体生命  
傷害特約+団体医療②+交通災害(入院))

※1 共済期間 入院共済金支払い限度日数180日

通院1日目から 円/日(交通災害)